

制 定 平成24年11月19日

最近改正 平成26年4月1日

大阪市における共同生活援助事業の指定等に関する取り扱い方針

大阪市福祉局障がい者施策部

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業者の指定及び指導の事務は、これまで大阪府で実施されていましたが、平成24年4月から大阪市に事務が移管されたところです。

共同生活援助事業（以下「グループホーム」という。）については、法令等の基準に基づき実施されておりますが、同一建物内における複数のグループホームの設置や就労継続支援事業所など日中活動系事業所等との併設など、多様な形態で運営されている状況があります。

しかしながら、グループホームの設置・運営にあたっては、障がい者に対し、その人権を尊重し、家庭的な雰囲気のもと、個別支援を重視した必要なサービスを提供するとともに、地域との交流を図りながら、普通の暮らしを送るための住まいの場であることを踏まえる必要があります。そのため、大阪府では、平成22年3月に「大阪府指定共同生活介護事業・指定共同生活援助事業の指定に関する取り扱い方針」を定め、一つの敷地内におけるグループホーム等の定員の総数及びグループホーム等と日中活動系事業所との併設について、指定にあたっての考え方が整理されております。

大阪市においても、大阪府が定めた方針を踏まえ、グループホームの指定及び設置・運営に関する取り扱いの考え方を次のとおりとします。

記

1. 同一事業者が、一つの敷地内に専らグループホームに供することを目的とする建物を設置する場合は、その定員の総数は、原則として、10名を超えないものとします。

ただし、事業者が市（福祉局障がい支援課）と事前に協議を行い、グループホームが住まいの場であるという趣旨を損なわないと認められる場合は、この限りではありません。

2. 住まいの場であるグループホームと日中活動の場は分離することが望ましいことから、原則として、グループホームと日中活動系事業所を一つの敷地内、あるいは同一建物内に設置できないものとします。

ただし、事業者が市（福祉局障がい支援課）と事前に協議を行い、グループホームの入居者の生活が当該敷地内、あるいは建物内で完結しないと認められた場合は、この限りではありません。